

Question（特別事業再編計画）

No	質問	No	質問
1. 特別事業再編計画の概要、認定手続関係		3. 特別事業再編の定量目標の基準	
1-1	特別事業再編計画とは何か。認定を受けたらどのようなメリットがあるか。	3-1	生産性の向上の基準とは何か。
1-2	特別事業再編計画の認定手続について教えて欲しい。	3-2	新需要の開拓基準とは何か。
1-3	中小企業や個人事業主でも認定を受けることは可能か。	3-3	数値目標の算定単位は何か。
1-4	グループ会社などと共同で申請し、認定を受けることは可能か。	3-4	他の事業者と決算期がズレているときはどうすればいいか。
1-5	申請先はどこか。	3-5	賃上げの要件の確認とは何か。
1-6	認定までの期間を教えて欲しい。	3-6	雇用者給与等支給額は誰への給与等支給額を指すか。
1-7	投資内容などの競争情報が外部に漏れないか心配。	4. 財務内容の健全性の基準	
2. 計画期間		4-1	財務内容の健全性の基準とは何か。
2-1	特別事業再編計画の実施期間とは、いつからいつまでか。	4-2	連結グループの数値でも算定可能か。
2-2	計画期間の基準年度はいつになるか。	4-3	連結グループ外の者と共同申請する場合、それぞれ単体での数値が必要か。
2-3	認定を受けた後、計画期間を変更することはできるか。		

Question（特別事業再編計画）

No	質問	No	質問
5. 前向きな取組		6-7	グループ化税制は、株式等の取得価額の90%(又は100%)を準備金として積み立て、その全額を損金算入する必要があるのか。
5-1	前向きな取組とは何か。	6-8	株式等の取得価額とは何を指すか。
5-2	「新商品」等の新規性はどのように判断されるのか。	6-9	グループ化税制で準備金を積み立て、損金算入できるタイミングはいつか。
6. 支援措置		6-10	グループ化税制は、準備金積立後10年以内に株式売却をした場合は、準備金全額を取り崩すのか、又はその際に発生した損金の額を取り崩し、仮に準備金全額を取り崩さない場合は、10年超から残額を均等取り崩しになるのか。
6-1	計画認定を受けたら、認定事業者は金融支援を受けることができるのか。	6-11	10年経過後の均等取崩期間中に株式を売却した場合、その時点で全額取り崩すのか、均等に取り崩していくのか。
6-2	計画認定を受けたら、グループ化税制や登録免許税の軽減措置の適用を受けることができるのか。		
6-3	特定中堅企業者の要件は、単体か連結か。		
6-4	計画終了時に目標が達成できなかった場合、計画は取り消されますか。		
6-5	グループ化税制は、全てのM&Aが対象となるのか。		
6-6	グループ化税制は、株式の100%を取得しない株式取得についても対象となるか。		

QA（特別事業再編計画）

No	質問	回答
1. 特別事業再編計画の概要、認定手続関係		
1-1	特別事業再編計画とは何か。認定を受けたらどのようなメリットがあるか。	「特別事業再編計画」は、成長意欲のある中堅企業・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって成長を遂げる取組を記載するものです。その取組の事業分野を所管する業所管大臣による認定を受けることができ、認定を受けた取組に対して様々な措置を受けることができます。 認定後、特別事業再編計画は公表されます。計画の実施状況についても毎年度報告が必要であり、報告内容についても公表されます。
1-2	特別事業再編計画の認定手続について教えて欲しい。	事業者において特別事業再編計画を作成し、その計画に係る事業の分野を所管する官庁へ認定申請をする必要があります。（経済産業省所管の申請については、地方経済産業局へ申請ください。） ※システム上での申請への移行を予定していますが、現在準備中のため、メールでのやりとりをお願いしております。
1-3	中小企業や個人事業主でも認定を受けることは可能か。	計画認定の対象は、産業競争力強化法上の中小企業者及び中堅企業者です。ただし、認定を受けた事業者のうち、税制措置の対象となる企業はさらに告示で絞られていますので、ご確認ください。
1-4	グループ会社などと共同で申請し、認定を受けることは可能か。	複数事業者が共同で計画を申請することができます。この場合、生産性向上目標など、事業者毎に記載する必要がある事項もありますので、個別にご相談下さい。
1-5	申請先はどこか。	経済産業大臣所管の事業分野の申請に当たっては、事業者の本社所在地の都道府県を管轄する地方経済産業局に申請ください。 経済産業大臣の所管外の事業分野の申請に当たっては、当該事業分野を所管する主務官庁までご相談ください。

QA（特別事業再編計画）

No	質問	回答
1-6	認定までの期間を教えてください。	まず、グループ化税制を希望する者については最終合意前、登録免許税の軽減措置を希望する者についてはM&A前に認定を受ける必要があります。 事前相談から正式申請までの期間は個別案件の内容に応じて変動しますが、事前相談後、概ね2～3ヶ月程度で認定するか判断がなされます。 また、指定金融機関による金融支援や中小機構による債務保証を受ける計画の場合は、指定金融機関の審査に時間を要することもありますので、早めにご相談されることを推奨しております。
1-7	投資内容などの競争情報が外部に漏れないか心配。	国家公務員には守秘義務が課されています。また、審査・認定に関係のない職員は、秘密情報にアクセスできないよう管理しております。

2. 計画期間

2-1	特別事業再編計画の実施期間とは、いつからいつまでか。	計画内1回目のM&Aから5年以内としています。 開始時期は、認定日以降となりますので、既存の取組を計画に含めることはできません。実施期間内における生産性の向上等の要件の達成見込みを判定します。
2-2	計画期間の基準年度はいつになるか。	原則、基準年度は、申請時点における直近年度の確定決算となりますが、四半期の決算短信等最新のデータを用いることが実態に即しているなど特別の理由がある場合は、申請先の主務省庁にご相談下さい。なお、全ての数値指標の基準値が直近年度決算の数字を基礎としたものではなく、異なるものもありますので、不明な点は、個別に申請先の主務省庁にご相談下さい。
2-3	認定を受けた後、計画期間を変更することはできるか。	当初の開始時期から5年を超えない範囲内において、特別事業再編計画の実施期間を変更することは可能です。ただし、この場合、改めて業所管大臣による変更の認定を受ける必要があります。

QA（特別事業再編計画）

No	質問	回答
3. 特別事業再編の定量目標の基準		
3-1	生産性の向上の基準とは何か。	申請時点における直近の確定決算を用いた数値を基準値として、計画の終了時期を含む決算年度における数値を目標値として、基準値から目標値の比較において、以下の基準を満たす必要があります。 ▶従業員1人当たり付加価値額9%向上
3-2	新たな需要を相当程度開拓する基準とは何か。	申請時点における直近の確定決算を用いた数値を基準値として、計画の終了時期を含む決算年度における数値を目標値として、基準値から目標値の比較において、以下の基準を満たす必要があります。 ▶売上高1.2倍
3-3	数値目標の算定単位は何か。	生産性の向上基準については、特別事業再編の事業部門単位で算定します。
3-4	他の事業者と決算期がズレているときはどうすればいいか。	それぞれの直近の確定決算を用いる場合、いずれかの決算期に合わせて作成いただくなど、ケースバイケースになりますので、主務官庁へ個別にご相談下さい。
3-5	賃上げの要件の基準とは何か。	計画内の各事業年度において、前年度比で年率2.5%の雇用者給与等支給額の改善が達成されることが要件です。毎年度、実施状況報告書において状況の確認をさせていただきます。
3-6	雇用者給与等支給額は誰への給与等支給額を指すか。	常時使用する従業員に対する給与支給総額を指します。労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については個別判断）です。会社役員、個人事業主は該当しません。

QA（特別事業再編計画）

No	質問	回答
4. 財務内容の健全性の基準		
4-1	財務内容の健全性の基準とは何か。	申請事業者単位で、原則、次のいずれも基準を満たすことをいいます。 ①特別事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。 ②有利子負債倍率が10以下であること。
4-2	連結グループの数値でも算定可能か。	原則、申請事業者単位での判断となります。特定中堅の判定も、原則単体での判定になります。
4-3	連結グループ外の者と共同申請する場合、それぞれ単体での数値が必要か。	原則、申請事業者単位での判断となります。

QA（特別事業再編計画）

No	質問	回答
5. 前向きな取組		
5-1	前向きな取組とは何か。	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれる、新規性を含んだ取組をいう。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減
5-2	「新商品」等の新規性はどのように判断されるのか。	世の中にとっての新規性ではなく、申請事業者がこれまで行ってきていない「客観的」な新規性（これまでの事業の延長線上ではなく、何らかの技術的ブレイクスルーや新たなアイデアに基づく新規性）かどうかで判断します。

QA（特別事業再編計画）

No	質問	回答
6. 支援措置		
6-1	計画認定を受けたら、認定事業者は金融支援を受けることができるのか。	申請と並行して指定金融機関の審査を受け、承認を受ける必要があります。
6-2	計画認定を受けたら、グループ化税制や登録免許税の軽減措置の適用を受けることができるのか。	特別事業再編計画の認定と併せて、課税の特例の要件に適合することの主務大臣の確認を受ける必要があります。具体的には、連結従業員数10,000人以下であること、みなし大企業でないこと、中堅企業者にあつては特定中堅企業者であつてかつ外部評価委員会の経営能力の確認を受けており、パートナーシップ構築宣言の公表をしていること、売手が中小企業であること、が要件です。
6-3	特定中堅企業者の要件は、単体か連結か。	単体で判定します。HDであっても単体で要件を満たすかが基準になります。
6-4	計画終了時に目標が達成できなかった場合、計画は取り消されますか。	計画に基づいて取り組んだ結果、目標が未達だったことをもって認定を取り消すことはありませんが、計画に従って特別事業再編に係る措置が行われていない場合は、認定を取り消すことがあります。
6-5	グループ化税制は、全てのM&Aが対象となるのか。	準備金制度においては、他の特定事業者等の株式又は持分の取得のみが対象となり、分割、合併、株式交換等は対象なりません。（法第2条第18項第6号に掲げる措置のみ。）また、取得価額1億円未満又は100億円超のM&Aや、外国法人の株式又は持分の取得は対象外です。
6-6	グループ化税制は、株式の100%を取得しない株式取得についても対象となるか。	株式を取得した結果、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の50%を超える割合に相当する数又は額の株式等を有する関係になるような、株式取得が対象となります。 なお、株式を段階的に取得する場合（例えばX年に51%の株式を取得し、Y年に残り49%の株式を取得する場合）は、全株式の50%を超える株式取得（X年の株式取得）のみが対象となります。

QA（特別事業再編計画）

No	質問	回答
6. 支援措置		
6-7	グループ化税制は、株式等の取得価額の90%(又は100%)を準備金として積み立て、その全額を損金算入する必要があるのか。	取得価額の90%(又は100%)を限度に、任意の金額を積み立てることができます。
6-8	株式等の取得価額とは何を指すか。	株式等の購入の代価であり、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額となります。
6-9	グループ化税制で準備金を積み立て、損金算入できるタイミングはいつか。	株式を取得した日（株式譲渡契約書等に記載されている譲渡の効力発生日）の属する事業年度となります。
6-10	グループ化税制で準備金積立後10年以内に株式売却をした場合は、準備金全額を取り崩すのか、又はその際に発生した損金の額を取り崩し、仮に準備金全額を取り崩さない場合は、10年超から残額を均等取り崩しになるのか。	準備金に係る株式のすべてを売却した場合はすべて取り崩し、一部の場合は相当部分のみ取り崩すこととなります（例えば100株のうち50株売却したら50/100を取り崩すこととなります）。 一部の場合、残部分について、当初積立額の5分の1ずつ取り崩すこととなります。※売却等により発生した益金・損金の額については、取崩額には影響しません。
6-11	10年経過後の均等取崩期間中に株式を売却した場合、その時点で全額取り崩すのか、均等に取り崩していくのか。	株式を売却した時点で、全額取り崩しとなります。例えば12年後に売却した際は、その時点での残額全てを取り崩すこととなります。